

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

附則第十項の次に次の四項を加える。

（東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例）

- 11 職員が、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）以外の原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第一項第一号に規定する原子力災害をいう。）に対処するため、同法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が地方公共団体の長に対して行った指示に係る区域において行う業務その他の別に定める業務に従事したときは、第七条の規定にかかわらず、原子力災害対処業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき四万円を超えない範囲内において、別に定める業務の区分に応じて別に定める額とする。

- 12 前項の業務（別に定める業務に限る。）に従事した時間が別に定める時間に満たない場合における当該業務に係る原子力災害対処業務手当の額は、別に定める額とする。

（原子力災害対処業務手当の支給の調整）

- 13 同一の日において、二以上の原子力災害対処業務手当を支給される業務に従事した場合においては、これらの業務に係る手当の額が同額のときにあつては当該

別表第一（第二条関係）

## 下水道企業職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	

14 前三項の規定により原子力災害対処業務手当の支給される日については、第七条各号に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この項本文の規定により支給されないこととなる第七条各号に掲げる特殊勤務手当の額が前三項の規定により支給されることとなる原子力災害対処業務手当の額を超えるときは、当該特殊勤務手当を支給し、原子力災害対処業務手当は支給しない。

別表第一を次のように改める。

手当のいずれか一の手当を、これらの業務に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当のいずれか額の高い手当を支給し、他は支給しない。



1 この規程は、公布の日から施行する。  
 (施行期日等)  
 附 則

に改める。

を

三級
一 主査の職務 二 地域機関の担当課長の職務 三 主任の職務

別表第二中

三級
一 主査の職務 二 地域機関の担当課長の職務 二 主任の職務

	117		301,500								
	118		301,700								
	119		302,000								
	120		302,300								
	121		302,700								
	122		302,900								
	123		303,200								
	124		303,500								
	125		303,800								
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考 この表は、第三条第一項及び第十五条に規定する職員を除くすべての職員に適用する。

2 この規程（附則の改正規定を除く。第四項において同じ。）による改正後の埼玉下水道局職員給与規程（第四項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

3 平成二十九年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の埼玉下水道局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。